

【不公平な税制をただす会 財源試算の方法 (「福祉と税金」 第37号2025年より)】

所得課税の増収額合計

税目	増収額	増収計算方法
申告所得税	14兆5,129億円	2023年分申告所得税の課税所得〔200万円以下〕から上の階級について、1976年当時適用の税率を適用した。
源泉所得税	13兆6,848億円	消費税導入前の源泉分離課税の税率30%を2023年度の源泉所得に当てはめて計算した。
相続税 (累積所得)	2兆9,253億円	2023年中に開始した相続税の課税価格5億円超～100億円超について1988年の相続税の最高税率を適用した。
法人税	32兆4,706億円	2023年度の法人税について、5段階(5%、15%、25%、35%、45%)の超過累進税率を適用した。
住民税	2兆0,644億円	2023年分申告所得税の実際所得に1976年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用した。
合計	65兆6,580億円	

1. 申告所得税

2023年(令和5年)分申告所得税の課税所得〔200万円以下〕から上の階級について、おおむね1976年当時適用の税率を適用すると、14兆5,129億円の税収が確保できる。

(18兆5,895億円－2023年度税収4兆0,766億円＝14兆5,129億円)

2023年分申告所得税額の概算計算(おおむね1976年の超過累進税率適用)

課税所得階級	1976年の税率%	課税所得金額(1)	実際負担超過累進税率(2)	納税額(1)×(2)
100～200万円以下	10・12・14	2兆3,063億円	5%	1,153億円
200万円超300〆	18	3兆1,586億円	14%	4,422億円
300〆500〆	18・21・24	5兆8,587億円	17%	9,959億円
500〆1,000〆	24・27・30・37・38	8兆6,559億円	25%	2兆1,639億円
1,000〆2,000〆	38・42・46	8兆2,294億円	36%	2兆9,625億円
2,000〆5,000〆	50・55・60	8兆4,061億円	52%	4兆3,711億円
5,000〆1億円超	75	13兆2,257億円	57%	7兆5,386億円
合計		49兆8,407億円		18兆5,895億円

※2023年分の課税所得階級は国税庁統計情報による。課税所得200万円超より上位の課税所得区分についておおむね1976年の超過累進税率を適用すれば18兆5,895億円の税収が確保できる。課税所得200万円以下については、低所得者を配慮するため10・12・14%の税率ではなく、2015年以後に採用された税率の最低税率5%によって計算した。2023年分の申告所得税の申告納税額は4兆0,766億円である。納税額は億円以下切り捨てた。合計額の不一致は端数切捨てによる。

2. 源泉所得課税

源泉分離課税は、利子が78年から87年の間、配当が78年から02年の長期にわたり35%の税率が採用されていた。23年度の利子・配当・株式所得に35%より低い30%の税率を適用しても13兆6,848億円の増収となる。

(20兆5,424億円－2023年度税込6兆8,576億円＝13兆6,848億円)。

源泉分離課税による2023年分増収額

	①支払金額	②実際源泉	③30%源泉 (①×30%)	④増収額 (③－②)
利子	14兆2,303億円	4,155億円	4兆2,690億円	3兆8,535億円
配当	42兆8,877億円	4兆9,222億円	12兆8,663億円	7兆9,441億円
投資信託	3兆1,951億円	2,759億円	9,585億円	6,826億円
特定配当	2兆8,060億円	4,243億円	8,418億円	4,175億円
特定株譲渡	5兆3,560億円	8,197億円	1兆6,068億円	7,871億円
合計	68兆4,754億円	6兆8,576億円	20兆5,424億円	13兆6,848億円

※国税庁統計情報に基づき計算した。合計額の不一致は端数切捨てによる。

3. 相続税

相続税は所得税の補完税的役割(所得の累積)がある。2002年の相続税の税率を適用すると2兆9,253億円の増収となる。

(5兆9,303億円－2023年度税込3兆50億円＝2兆9,253億円)

2023年開始相続の2002年税率による増収計算

課税価格階級	課税価格	2002年の税率 %	2002年の実効 税率%	①納付税額	②2002年の税率による税額	増収額
1億円以下	11兆7,899億円	10・15 20・25	19.6	7,119億円	2兆3,108億円	1兆5,989億円
2億円以下	2兆5,157億円	30	24.8	3,569億円	6,238億円	2,669億円
3億円以下	2兆3,633億円	40	32.4	4,564億円	7,657億円	3,093億円
20億円以下	3兆7,356億円	50	41.2	1兆0,210億円	1兆5,390億円	5,180億円
100億円以下	1兆2,288億円	70	56.24	4,588億円	6,910億円	2,322億円
合計	21兆6,333億円			3兆0,050億円	5兆9,303億円	2兆9,253億円

※課税価格・納付額は国税庁統計情報による。

4.法人税

申告所得金額に受取配当益金不意産乳金額などを加算した真の所得金額を算出し、法人税率を5%(所得 800 万円以下)、15%(所得 2,000 万円以下)、25%(所得 5 億円以下)、35%(所得 10 億円以下)、45% (所得 10 億円超)の 5 段階とし、超過累進税率を適用すると 29 兆 4385 億円の増収となる。

(45 兆 8361 億円－2023 年度税収 16 兆 3976 億円＝29 兆 4385 億円)

これに地方法人税の増収金額（法人税増収額 29 兆 4385 億円×10.3%＝3 兆 3231 億円）を加えた 32 兆 4706 億円が合計の増収金額。

法人税を累進税率とした場合の法人税収（2023年度）【表2】

	合計所得金額 ①	利益法人数 ②	1社当り平均所得 ③(①/②)	累進税率による 1社当り法人税額 ④	累進税率による 法人税収 ⑤
(資本金階級別)	百万円	社	百万円	万円	百万円
100万円以下	3,382,263	245,279	14	130	318,862
100万円 超	276,947	32,398	9	55	17,818
200万円 〃	3,920,315	397,258	10	70	278,080
500万円 〃	7,930,151	274,007	29	445	1,219,331
1,000万円 〃	3,395,641	70,232	48	920	646,134
2,000万円 〃	7,796,028	77,975	100	2,220	1,731,045
5,000万円 〃	9,556,533	29,630	323	7,795	2,309,658
1億円 〃	6,808,160	7,073	963	28,425	2,010,500
5億円 〃	1,925,897	1,067	1,805	65,945	703,633
10億円 〃	6,000,115	2,165	2,771	109,415	2,368,834
50億円 〃	3,392,973	526	6,451	275,015	1,446,578
100億円 〃	19,714,920	688	28,655	1,274,195	8,766,461
通算法人	56,742,909	9,913	5,724	242,300	24,019,199
合計	130,842,850	1,148,211			45,836,133

(出所) 国税庁、令和元年度分「会社標本調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。法人税率5%（所得 800万円以下）、15%（所得2,000万円以下）、25%（所得5億円以下）、35%（所得10億円以下）、45%（所得10億円超）の5段階とし、超過累進税率を適用した。

合計所得金額＝申告所得金額＋受取配当益金不算入額等＋引当金等増加額＋連結納税によって相殺された所得金額を示している。

5.住民税

2023 年分申告所得税額の実際所得に 1976 年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用し概算計算すると、2 兆 0,644 億円の税収が確保できる。

(7 兆 484 億円－2023 年度税収 4 兆 9840 億円＝2 兆 644 億円)

2023年分申告所得税額の実際所得に基づく住民税概算計算（1974年の超過累進税率適用）

課税所得階級	課税所得金額（1）	所得別税率（2）	納税額（1）×（2）
200万円以下	2兆3,063億円	7%	1,614億円
200万円超300万円以下	3兆1,586億円	7%	2,211億円
300万円超500万円以下	5兆8,587億円	7%	4,101億円
500万円超1,000万円以下	8兆6,559億円	14%	1兆2,118億円
1,000万円超2,000万円以下	8兆2,294億円	15%	1兆2,344億円
2,000万円超5,000万円以下	8兆4,061億円	17%	1兆4,290億円
5,000万円超8,000万円超	13兆2,257億円	18%	2兆3,806億円
合計	49兆8,407億円		7兆0,484億円

課税所得額は国税庁統計情報に基づき計算した。500万円以下は最低税率を適用し、5,000万円超は8,000万円超に含めた。住民税の概算収入額は課税所得金額49兆8,407億円に10%を乗じた4兆9,840億円とした。増収額は7兆0,484億円－4兆9,840億円＝2兆0,644億円となる。納税額は億円未満を切り捨てた。合計額不一致は端数切捨てによる。